

## 大阪市個人情報保護審議会に係る各種資料の送付について

令和7年5月

### 1 資料の送付方法

大阪市個人情報公開審議会委員（以下「委員」という。）に対する資料の送付は、事前に、メールまたは大容量ファイル送受信サービスを利用して行う。

### 2 メールによる送付について

メールでファイルを送信する場合は、ファイルにパスワードを設定し、当該パスワードをファイル送信とは別のメール、口頭又は郵送で委員に伝達する。

### 3 大容量ファイル送受信サービスについて

大容量ファイル送受信サービスでファイルを送信する場合は、ダウンロードパスワードとは別に、ファイルにパスワードを設定し、当該パスワードをファイル送信とは別のメール、口頭又は郵送で委員に伝達する。

「大容量ファイル送受信サービス利用の手引き（令和5年8月）」に定める情報セキュリティ実施手順（裏面のとおり）を順守する。

### 4 受信側（委員）における注意事項

#### (1) 技術面における対策

受け取ったファイルを保有する端末は、OS のバージョンアッププログラムが公開された場合は速やかに適用する。

受け取ったファイルを保有する端末は、ウイルスチェック用のソフトウェアを導入し、パターンファイルを最新の状態に保つように努める。

#### (2) 運用面における対策

上記2及び3の方法により受け取ったファイルは、当該審議案件の答申後、各委員において端末から速やかに削除する。

また、保有している間も、委員以外の者の目に触れることがないように留意する。

ファイルに設定したパスワードは、委員以外の者に開示しない。

(裏面)

「大容量ファイル送受信サービス利用の手引き（令和5年8月）」抜粋

#### 5.1 情報セキュリティ実施手順の策定

本サービスにおける大阪市情報セキュリティ管理規程10条に規定する「情報セキュリティ実施手順」については、本手引きをもって充てることとする。

#### 5.2 情報セキュリティ対策に係る管理・連絡体制

情報セキュリティポリシーに基づく本サービスにおけるセキュリティ対策の管理・連絡体制については次に定める。

##### 5.2.1 情報セキュリティ対策に係る管理・連絡体制

情報セキュリティポリシーに定める管理体制について、本サービスにおいては、次の者が担当することとする。

項番	情報セキュリティポリシー上の役割名称		本市情報通信ネットワークにおいて左記の役割を担う者
1	最高情報セキュリティ責任者（CISO）		デジタル統括室長
	局等情報セキュリティ責任者		
2	業務管理者		デジタル統括室基盤担当課長
3	端末機管理者	庁内情報利用パソコン	大阪市情報通信ネットワーク管理要綱の「2. 1. 3 運用管理責任者」に規定する運用管理責任者をもって充てる。